

介護保険からのお知らせ

新しい高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画を策定しました

介護保険は3年ごとに見直しが行われます。

鏡野町も介護サービスの利用状況などの見直しを行い、新しい事業計画を策定しています。

■今年度から65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が変わります

区 分	対 象 者	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	1,950円 (基準額×0.50)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	1,950円 (基準額×0.50)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、利用者負担第2段階以外の人	2,925円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人	3,900円 (基準額)
第5段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	4,875円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	5,850円 (基準額×1.50)

■保険料の納め方

65歳以上の人

保険料の納め方は、年金額によって2種類に分かれます。

●年金額が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

●年金額が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を鏡野町に個別に納めます。

40歳から64歳の人

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

●国民健康保険に加入している人
保険料は所得などによって決められ、国民健康保険税として世帯ごとに世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人
保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。

6月は土砂災害防止月間です 土砂災害について考えてみましょう

例年梅雨時期には、全国各地で土砂災害が発生し、時には尊い人命が奪われています。いつ、どこで起こるか分からない土砂災害から身を守る最も確実な方法は「逃げること」です。自宅近辺に土砂災害の危険性の高い場所はあるか。どこを通過して、どこに避難するか。どのタイミングで避難するか。誰と避難するか。何を持って避難するか。家族との連絡をどうやってつけるか。

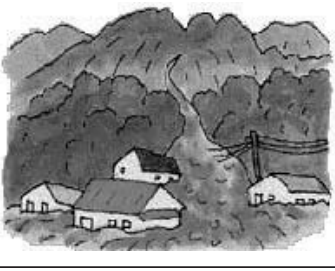
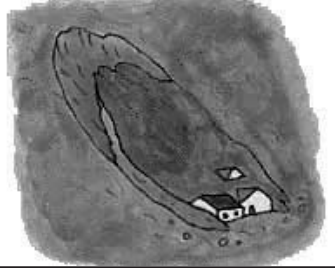
毎日災害のことを考えて暮らすのは気が滅入るかもしれませんが、梅雨のこの時期だからこそ、家族や町内会で是非確認してみてください。

土砂災害の 種類と 予兆現象

一口に土砂災害と言っても、イメージがわからないかもしれません。

土砂災害は概ね次の3種類に分類できます。

それぞれの災害の予兆現象を把握しておけば、避難するときに役立つでしょう。

がけ崩れ	土石流	地すべり
		
【がけ崩れの予兆現象】 がけに割れ目が見える。 がけから水が湧き出ている。 がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。	【土石流の予兆現象】 山鳴りがする。 川の流が濁り流木が混ざっている。 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。	【地すべりの予兆現象】 斜面から水がふき出す。 地面にひび割れができる。 沢や井戸の水が濁る。

お問い合わせ先 鏡野町建設課 (0868) 54-2989